

令和5年9月25日

市内高齢者施設 }
市内障害者施設 } 御中
市内障害児施設 }

名古屋市健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策部

新型コロナウイルス感染症対策室

高齢福祉部介護保険課

障害福祉部障害者支援課

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課

高齢者施設・障害者施設等における 新型コロナウイルスワクチンの令和5年秋開始接種について

日頃は、本市の予防接種行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年9月20日より、初回接種（注1）を終了した生後6カ月以上のすべての方を対象とした、新型コロナウイルスワクチンの令和5年秋開始接種を開始しております。

つきましては、接種を希望する利用者及び従事者（以下「利用者等」という。）が接種を受けられるよう、下記の通り接種体制の構築に努めてください。

なお、今後国等の方針により変更がある場合は、別途お知らせします。

（注1）初回接種とは、5歳以上の方は1・2回目接種、生後6か月から4歳までの方は1・2・3回目接種をさします。

記

1 令和5年秋開始接種の概要

接種についての一般的な内容については、次のホームページをご参照ください。

令和5年秋開始接種について

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000166299.html>



2 施設内接種の進め方

(1) 接種時期の確認

利用者等のうち、接種の対象となる方について、接種が可能となる時期を確認してください。接種券が届いている方はその接種券、届いていない方は過去の接種済証又は接種状況等を管理する帳票（以下「管理帳票」という。）等により確認が可能です。（例外的に施設外で接種を受ける利用者等についても行ってください。）

(2) 接種実施医療機関の確保と接種計画の作成

接種実施医療機関に接種を依頼し、接種医と接種計画を立ててください。当該計画の内容について、本市が照会する場合があります。

(3) 利用者等への説明・意向確認

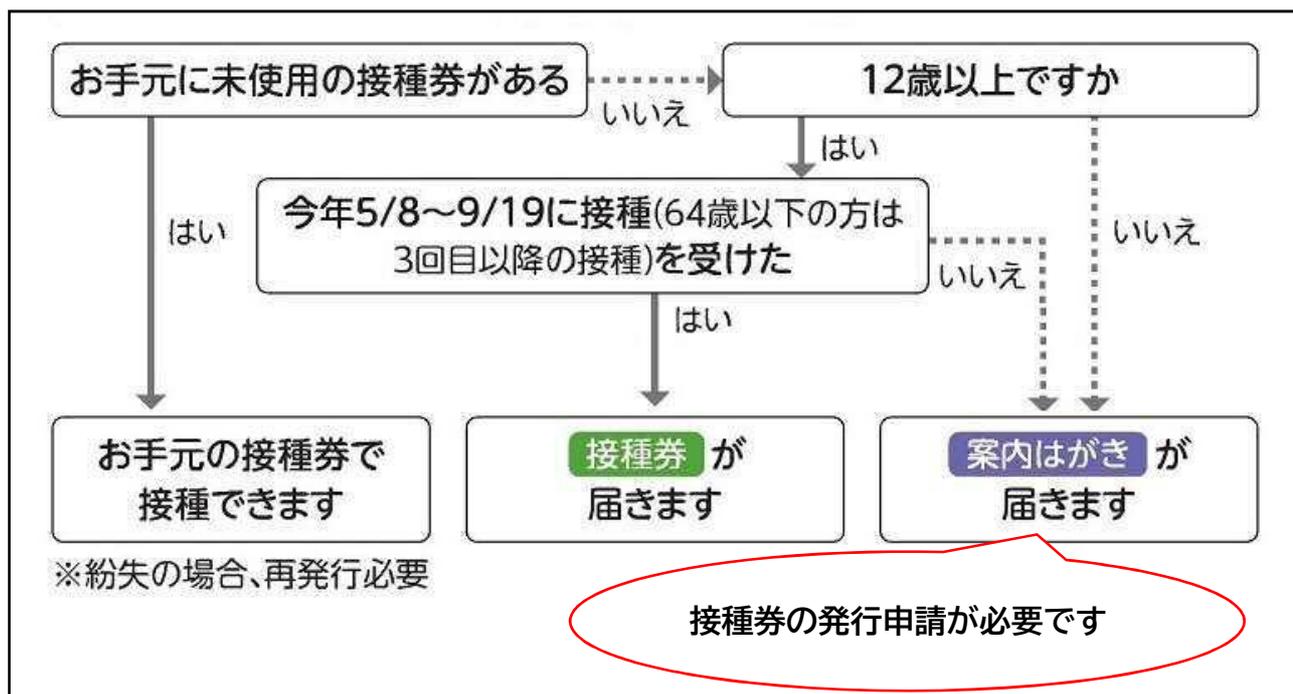
接種の対象となる方に対し今回の接種について説明し、接種の希望の有無を確認してください。説明は、厚生労働省や本市のホームページ、接種券に同封されているチラシ等を活用しながら丁寧に行ってください。

なお、新型コロナウイルスに感染した方でも、体調が回復して接種を希望する場合には、接種が可能です。

(4) 令和5年秋開始接種において本市から送付される郵送物の確認方法

ア 本市から送付される郵送物の種類等につきましては、次のフローチャートでご確認ください。

※詳しい内容については、本市ホームページの[「令和5年秋開始接種について」](#)をご参照ください。



- イ 案内はがきを送付される方について
利用者等が接種を希望される場合は、接種券の発行申請を依頼してください。
申請方法は案内はがきに記載されておりますが、必要に応じて手続きの補助もお願いいたします。

(5) 接種券の管理等

- ア 施設以外の住所に利用者等の接種券が届く場合には、その受取人に対し、本人の元に送付・持参等することを依頼してください。
- イ 接種券を紛失しないよう保管の補助をお願いいたします。(利用者等の同意により施設が預かることは差し支えありません。)
- ウ 接種券が届かない、届いたが紛失した等の方に対して、必要に応じて発行・再発行手続きの補助をお願いいたします。

接種券の発行・再発行について

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000140104.html>



(6) 対象者・進捗状況等の管理

管理帳票（様式は任意）等の作成により、接種の対象者及び進捗状況を適切に管理してください。

※訪問系・通所系の施設についても、施設内接種を実施する場合には、この内容に基づいて接種体制の構築に努めてください。

3 入所系施設における接種実施状況調査について

令和5年秋開始接種の実施（予定）状況調査については、現在未定となっております。実施が決まった場合、別途お知らせいたします。

4 その他

(1) 他の予防接種との接種間隔について

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンとの同時接種は可能です。ただし、インフルエンザワクチン以外のワクチンは、新型コロナウイルスワクチンと同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できません。

(2) 初回接種は、使用するワクチンがオミクロン XBB1.5 対応 1 価ワクチンとなり、引き続き実施されます。

【お問い合わせ先】

○ワクチン接種の一般的なこと

| | |
|-------------------------|------------------|
| なごや新型コロナウイルスワクチンコールセンター | 電話：050-3135-2252 |
|-------------------------|------------------|

○高齢者・障害者施設等でのワクチン接種事業に関すること

| | |
|--|-----------------|
| 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室ワクチン接種推進係 | 電話：052-972-4446 |
|--|-----------------|

<参考>本通知の対象となる施設

○高齢者施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模
多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介
護支援

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・
随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サ
ービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

○障害者施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム

生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支
援(A型、B型)、就労定着支援

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援(訪
問系サービス等を提供するもの)、自立生活援助、短期入所、計画相談支
援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業(訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支
援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援セ
ンター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業)を含む。

○障害児施設

障害児入所施設

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児
童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援

※下線付きの施設種別については、実施状況調査の対象施設です。